

福島県中学校教育研究会相双支部会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、福島県中学校教育研究会相双支部といい、事務局を支部長指定の学校に置く。
- 第2条 この会は、中学校についての研究を推進し、会員相互の資質の向上と、本支部中学校教育の発展と振興を図ることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 講習会・研究会の開催
 - 2 教育に関する調査研究
 - 3 機関誌の発行及び研究物の出版
 - 4 支部研究会への協力援助
 - 5 他団体との連絡提携
 - 6 その他この会の目的を達成するのに必要な事業
- 第4条 この会は、本支部の中学校の教員をもって組織する。
- 第5条 この会に専門部を置き、各部の専門研究に当たる。その運営については細則で決める。

第2章 役員

- 第6条 この会に次の役員を置き、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 1 支部長（1名）
 - 2 副支部長（校長代表1名、教諭代表1名）
 - 3 監事（教頭代表1名、教諭代表2名 相馬・双葉）
 - 4 委員（若干名）
 - 5 部長（若干名）
 - 6 副部長（若干名）
 - 7 理事（若干名）
 - 8 事務局長（1名）
 - 9 事務局次長（校長代表2名 相馬・双葉）
 - 10 幹事（教頭1名）
 - 11 会計（教頭2名 相馬・双葉）
- 第7条 役員の選出は次のとおりとする。
- 1 支部長・副支部長・監事・事務局長・事務局次長は委員会で選出する。
 - 2 幹事、会計は、支部長委嘱とする。
 - 3 委員は学校より選出した1名と校長会代表3名及び前年度に選出した各専門部の理事あるいは代表者を充てる。
 - 4 部長・副部長は各専門部ごとに理事会で選出する。
 - 5 理事は、ローテーション表を基本に、委員会で各専門部の推薦理事を中心として決める。（方の人数も勘案する。）
- 第8条 役員の任務及び会議は、次のとおりとする。
- 1 支部長はこの会を代表し、会務をつかさどる。
 - 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 監事は会計を監査する。
 - 4 委員は委員会を構成し、支部長の招集を受けて次の事項を決める。
 - (1) 会則の決定と変更
 - (2) 予算の議決・決算の承認
 - (3) 役員の選出
 - (4) 事業計画の審議
 - (5) その他会務に必要な事項の審議
 - 5 部長は専門部を代表し、専門部の事業を統括するとともに部長会を構成し、支部長の招集を受けて次の事項を決める。
 - (1) 各専門部の事業計画の調整
 - (2) その他会務の企画執行に必要な事項
 - 6 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時は、その職務を代行する。
 - 7 理事は各専門部ごとに理事会を構成し、部長の招集を受けて事業計画並びに執行に当たる。
 - 8 事務局長は事業の計画立案並びに執行に当たる。
 - 9 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある時は、その職務を代行する。
 - 10 幹事は庶務・会計に当たる。
 - 11 会計は、会費徴収を行う。

第3章 経理

- 第9条 この会の経費は会員一人年額2,000円（養護教諭は1,000円）を拠出し、学校単位に納入する会費のほか、補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 雑則

- 第11条 この会に次の簿冊を整える。
- 1 会則
 - 2 会員名簿
 - 3 役員名簿
 - 4 会議簿
 - 5 各部記録簿
- 第12条 この会は、相馬地方小学校教育研究会及び双葉地方小学校教育研究会と協議し、連絡会をつくることができる。
- 第13条 この会は、昭和39年4月1日より施行する。

改正	昭和40年4月26日	昭和41年4月26日	昭和42年4月12日	昭和44年4月24日
	昭和46年5月24日	昭和48年4月24日	昭和53年3月4日	昭和59年4月16日
	平成5年4月8日	平成11年4月8日	平成14年1月5日	平成15年2月5日
	平成19年2月7日	平成22年4月13日	平成24年4月12日	平成27年2月4日
	令和4年4月11日	令和5年4月	日	